

# 令和8年度 豊田市立小清水小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等についての基本的な考え方

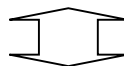
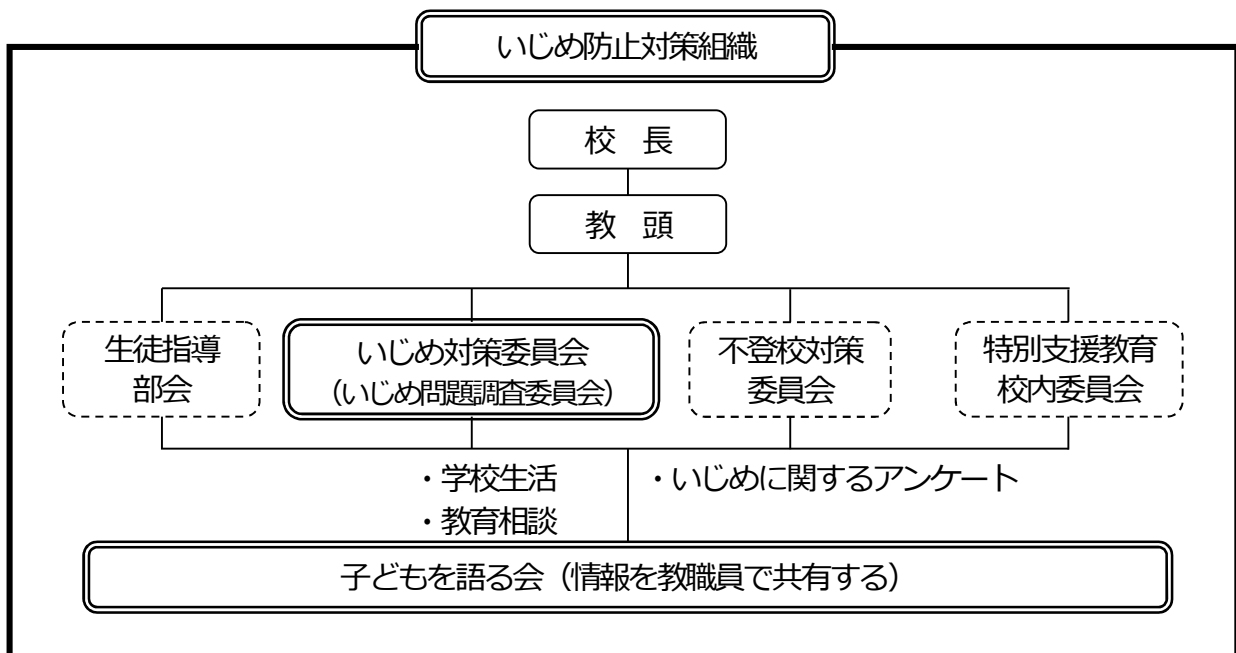
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな児童のサインを見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の仲間との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、以下の2点に重点をおいた学校づくりをめざす。

- ・児童一人一人が、自分のよさを認めてもらえる喜びや、友達と自分との違いを認めることの大切さに気付く体験を通して、自分がかげがえのない大切な存在だと感じられる自己肯定感を育むこと。
  - ・児童同士や地域の方など、多くの人々と関わり、絆を深める体験を通して、集団の一員としての自覚をもち、相手を思いやる心の大切さや人の役に立つ喜びを感じられる自己有用感を育むこと。
- この2点の具現化をめざし、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



関係機関等との連携 (パルクとよた・児童相談所・子どもの権利相談室・警察・スクールロイヤー機能 等)

### (1) 「いじめ対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・保護者を対象に学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止等の取組が有効であるかどうか検証し、改善策を検討していく。

#### イ 全教職員への共通理解

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策を検討し、実効性のあるいじめ防止等の取組や問題の解消に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ホームページ等を通して、学校生活や行事における児童の様子を発信する。保護者に学校評価アンケートの結果を発信する。

#### エ いじめへの対処

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

#### (2) 「いじめ対策委員会」の開催時期と構成員

ア 年間3回開催する。

イ いじめの事案等への早期対応のため、必要に応じて「臨時いじめ対策委員会」を随時開催する。

##### <いじめ対策委員会の構成員>

○校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任 ○校務主任  
○教育相談主任 ○生徒指導主任 ○学年主任（担任） ○養護教諭  
○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等  
※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える  
○主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

#### (3) 「子どもを語る会」の役割

ア 各学年の児童の様子やいじめ問題等について情報交換を行い、全教職員の共通理解を図る。

イ 年間8回開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

ア 帰りの会で友達のよさを見付けて発表・共有する場や、休み時間に学級主体の集団遊びを行う時間を設定するなど、児童同士の関わりを大切にする取組を通して、互いに認め合い、自己肯定感と自己有用感を育むことができる学級づくりを進める。

イ 教職員は、日頃から児童をよく観察し、その子らしい活動や努力を認めながら、いじめにつながる要因の早期発見、早期解消に努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。

エ 異学年交流（縦割り遊び「わくわくタイム」）の活動を通して、多様な個性をもつ集団が、互いの違

いを認め合い、児童同士が学年をこえて心と心をつなぎあう温かな人間関係を築く場をつくる。

オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやLINE等SNSの正しい利用方法とマナーについての理解を深め、インターネットやSNS上でのいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

カ いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。

キ 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア 教育相談アンケートならびに教育相談を定期的（6月、9月、2月の年3回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 日頃から児童との対話と観察に努め、教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりを行い、いじめ等について相談しやすい雰囲気をつくる。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

エ 地域学校共働本部を活用し、開かれた学校づくりをすすめることで、地域や保護者からの情報が入りやすいようにする。

オ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

カ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童（生徒）の小さなSOSの把握に努める。

キ 長期休業前の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

## (3) いじめへの対処

ア いじめの疑いがあるとの情報があった場合は「臨時いじめ対策委員会」を開催し組織的に対応する。

イ 被害児童の安全を確保し、守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。そして、記録を適切に管理・保管する。

エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解と保護者の協力を基盤とし、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや以下の関係諸機関と連携して対応する。

<関係諸機関>

○豊田市青少年相談センター（パルクとよた） ○警察署や法務局

○豊田加茂児童・障害者相談センター 等

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。

ク 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブやとよた地域クラブ活動等、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

ケ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

#### 4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、「いじめ対策委員会」を中心に、全教職員でPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教育相談アンケートや教育相談（年3回）の結果を担任がまとめ、教育相談主任が全校結果を集約する。それをもとに、「いじめ対策委員会」で今後の指導の方針を立てる。
- (3) 11月に行う保護者への学校評価アンケートの結果をもとに、「いじめ対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行い、今後の取組に生かすようにする。
- (4) 学校運営協議会において、学校及び地域の取組の検証を行い、次の取組を協議する。

#### 6 いじめ解消の目安

本校におけるいじめ解消は、豊田市いじめ防止基本方針に準じ、以下の3点が少なくとも3か月続いている状態を確認した後、判断する。

- (1) いじめられていた子どもが、いじめの解消を自覚している。
  - ・心身の苦痛を感じていないか。
  - ・対象とする子どもからのいじめはなくなったか。
  - ・いじめの内容が変わって行われていないか。
- (2) いじめられた子どもの保護者が、現在いじめはないと判断できる。
  - ・家庭での様子から、心身が落ち着いた状態にあると判断できるか。
  - ・安心した学校生活を送ることができていると判断できるか。
- (3) 周りの子どもや教員から見て、いじめはないと判断できる。
  - ・定期的に行われているいじめアンケートの累積結果や聞き取りから判断できるか。
  - ・学級担任や教科担任を含む、関わりある教員や子どもから、当該の子どもが安心した学校生活を送っていると判断できるか。

#### 7 その他

- (1) いじめの防止に関する校内研修（OJT研修）を計画し、学校のスクールカウンセラー等を講師として積極的に活用し児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。